

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との新規制基準に関する面談」

2. 日時：令和元年11月13日（水）10時00分～11時10分

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

研究炉等審査部門

川末安全審査官、加藤安全審査官、榎見安全審査官、島村安全審査官、

宮下原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド技術部 担当者 他2名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に関し、設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）申請（第2廃棄物処理棟のプロセスモニタの一部更新）^{※1}の認可に向けた手続き並びに第1廃棄物処理棟における可燃性廃棄物の焼却処理再開に向けた手続きについて、配付資料に基づき説明があった。

(2) 上記(1)の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の点について回答し、原子力機構から了解の旨回答があった。

○ 設工認申請（第2廃棄物処理棟のプロセスモニタの一部更新）に関しては、新規制基準適合審査に関連のない申請として、分割の一部でない単独の設工認申請として認可手続きが可能であること。

○ 第1廃棄物処理棟における焼却処理設備の稼働に係る取扱いについては、規制庁において検討の上回答すること。

○ 申請案件については、係る緊急性などを踏まえ、原子力機構全体としての優先度を適切に整理した上で今後のスケジュール等を説明する必要があること。

6. その他

(1) 原子力機構からの配付資料

- ・ 原科研放射性廃棄物処理場における設工認（プロセスモニタの一部更新）及び第1廃棄物処理棟における焼却処理再開に係る行政相談

※1 [日本原子力研究開発機構から原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書の一部補正を受理（令和元年6月11日ホームページ掲載）](#)